

○看護師等の勤務時間の特例に関する規程

昭和三十四年十月三十一日

福島県訓令第二十七号

改正 昭和三七年五月一日訓令第一二号

昭和三八年一〇月一日訓令第二五号

昭和四四年四月八日訓令第二九号

昭和四六年九月二八日訓令第二八号

昭和四八年七月一三日訓令第一八号

昭和四九年七月三〇日訓令第二一号

昭和五〇年六月一〇日訓令第一三号

昭和五二年三月二二日訓令第二号

昭和五三年四月一日訓令第四号

昭和五三年八月一日訓令第二一号

昭和六二年五月二九日訓令第一七号

平成元年五月一日訓令第二〇号

平成元年九月二九日訓令第二六号

平成四年七月三十一日訓令第二六号

平成五年三月三十一日訓令第七号

平成六年三月三十一日訓令第四号

平成七年三月三十一日訓令第七号

平成七年四月一日訓令第一九号

平成九年三月二八日訓令第三号

平成一〇年三月三十一日訓令第一六号

平成一一年三月三十一日訓令第一三号

平成一四年三月二九日訓令第一三号

平成一四年六月二八日訓令第三一号

平成一四年七月三〇日訓令第三二号

平成一六年三月三〇日訓令第一二号

平成一八年三月三十一日訓令第八号

平成一八年一二月一二日訓令第三一号

平成一九年一二月一八日訓令第二五号

平成二二年三月二六日訓令第五号
平成二八年三月二九日訓令第一二号
出先機関

〔看護婦等の勤務時間の特例に関する規程〕を次のように定める。

看護師等の勤務時間の特例に関する規程

(平一四訓令一三・改称)

(趣旨)

第一条 この訓令は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年福島県条例第四号）第四条、第六条及び附則第四条並びに技能労務職員の給与及び勤務時間等に関する規則（昭和四十八年福島県規則第八十一号）第十条ただし書の規定により、総合療育センター（以下「センター」という。）に勤務する別表第一に掲げる職を命ぜられている職員（以下「看護師等」という。）の週休日並びに勤務時間、休憩時間及び休息時間（以下「勤務時間等」という。）の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(昭五三訓令二一・全改、昭六二訓令一七・平元訓令二〇・平四訓令二六・平五訓令七・平七訓令七・平九訓令三・平一〇訓令一六・平一四訓令一三・平一六訓令一二・平一八訓令八・平一八訓令三一・平二八訓令一二・一部改正)

(週休日及び勤務時間等)

第二条 看護師等(再任用短時間勤務職員であるものを除く。)の週休日及び勤務時間等は、別表第二のとおりとする。

2 再任用短時間勤務職員である看護師等の週休日及び勤務時間等は、知事の承認を得て総合療育センター所長（以下「所長」という。）が定める。

(昭五三訓令二一・全改、平元訓令二〇・平四訓令二六・平七訓令七・平九訓令三・平一四訓令一三・平一八訓令八・平一八訓令三一・平一九訓令二五・平二二訓令五・一部改正)

(勤務時間等の特例)

第三条 所長は、看護師等の勤務時間等について地域の実情その他特殊の事情により前条の規定により難いと認めるときは、事前に知事の承認を得て一時間の範囲内で同条の勤務時間を繰り上げ、又は繰り下げることができる。

(昭三八訓令二五・昭四六訓令二八・昭六二訓令一七・平四訓令二六・平一〇訓令一六・平一四訓令一三・平一八訓令八・一部改正)

(週休日及び勤務時間の割り振りの決定等)

第四条 所長は、センターの病棟において勤務する看護師等につき、当該看護師等ごとに翌月分の週休日及び勤務時間の割り振りを当月の十日までに定め、これをセンター内の関係職員にあらかじめ明示しなければならない。

2 所長は、特に必要があるときは、前項の規定により定めた週休日及び勤務時間の割り振りを変更することができる。この場合変更の内容を速やかにセンター内の関係職員に明示しなければならない。

(昭三八訓令二五・平元訓令二〇・平四訓令二六・平七訓令七・平一四訓令一三・平一八訓令八・一部改正)

(補則)

第五条 この規程に定めるもののほか、看護師等の週休日及び勤務時間等について必要な事項は、保健福祉部長の承認を得て、所長が別に定めることができる。

(昭三八訓令二五・昭五三訓令四・昭六二訓令一七・平四訓令二六・平五訓令七・平六訓令四・平七訓令七・平一〇訓令一六・平一四訓令一三・平一六訓令一二・平一八訓令八・一部改正)

附 則

(施行期日)

1 この規程は、昭和三十四年十一月十五日から施行する。

(福島県職員服務規程の一部改正)

2 福島県職員服務規程(昭和三十一年福島県訓令第三十四号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

別表第一 (第一条関係)

(昭六二訓令一七・全改、平七訓令七・平九訓令三・平一一訓令一三・平一四訓令一三・平一八訓令八・平二二訓令五・一部改正)

看護部長	主任専門看護技師	専門看護技師	看護師長	主任看護技師	副主任看護技師
看護技師	主任准看護技師	副主任准看護技師	准看護技師	主任看護助手	看護助手

別表第二 (第二条関係)

(平四訓令二六・全改、平五訓令七・平七訓令七・平七訓令一九・平九訓令三・平一〇訓令一六・平一一訓令一三・平一四訓令一三・平一四訓令三一・平一四訓令三二・平一六訓令一二・平一八訓令八・平一八訓令三一・平一九訓令二五・平二二訓令五・一部改正)

一 病棟以外の場所において勤務する看護師等

区分	勤務時間	休憩時間	週休日
月曜日から金曜日まで	午前八時三十分から午後五時十五分まで	午後零時から午後一時まで	日曜日及び土曜日

二 病棟において勤務する看護師等

区分	勤務時間	休憩時間	休息時間	週休日	
日勤の者	通常勤務の者	午前八時三十分から午後五時十五分まで	午後零時から午後一時まで	勤務時間四時間につき十五分とし、所長の定める時間	四週間ごとの期間につき所長の定める八の日
	遅出勤務の者	午前九時三十分から午後六時十五分まで			
	準夜勤務の者	午後四時三十分から翌日の午前一時十五分まで	午後六時三十分から午後七時三十分まで		
	深夜勤務の者	午前零時三十分から午前九時十五分まで	午前五時から午前六時まで		

附 則（昭和三十七年訓令第一二号）

- この訓令は、昭和三十七年五月一日から施行する。
- この訓令の施行の際、この訓令による改正後の看護婦等の勤務時間の特例に関する規程の規定による勤務時間によることができない病院にあつては、病院長が知事の承認を得て、昭和三十七年五月三十一日までの間は、引き続き、なお、従前の例によることができる。

附 則（昭和三十八年訓令第二五号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四四年訓令第二九号）

この訓令は、公布の日から施行し、昭和四十三年十一月一日から適用する。

附 則（昭和四六年訓令第二八号）

この訓令は、昭和四十六年十月一日から施行する。

附 則（昭和四八年訓令第一八号）

この訓令は、昭和四十八年七月十五日から施行する。

附 則（昭和四九年訓令第二一号）

この訓令は、昭和四十九年八月一日から施行する。

附 則（昭和五〇年訓令第一三号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五二年訓令第二号）抄

- 1 この訓令は、昭和五十二年四月一日から施行する。

附 則（昭和五三年訓令第四号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五三年訓令第二一号）

- 1 この訓令は、公布の日から施行する。

- 2 この訓令の施行日の前日において、病院長等が改正前の看護婦等の勤務時間の特例に関する規程の規定に基づいて知事の承認を得て繰り上げ又は繰り下げて実施している勤務時間は、改正後の看護婦等の勤務時間の特例に関する規程の規定に基づいて承認を得たものとみなす。

附 則（昭和六二年訓令第一七号）

この訓令は、昭和六十二年六月一日から施行する。

附 則（平成元年訓令第二〇号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年訓令第二六号）

この訓令は、平成元年十月一日から施行する。

附 則（平成四年訓令第二六号）

この訓令は、平成四年八月一日から施行する。

附 則（平成五年訓令第七号）

この訓令は、平成五年四月一日から施行する。

附 則（平成六年訓令第四号）

この訓令は、平成六年四月一日から施行する。

附 則（平成七年訓令第七号）

この訓令は、平成七年四月一日から施行する。

附 則（平成七年訓令第一九号）

この訓令は、平成七年四月十二日から施行する。

附 則（平成九年訓令第三号）

この訓令は、平成九年四月一日から施行する。ただし、第一条及び第二条の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成一〇年訓令第一六号）

この訓令は、平成十年四月一日から施行する。

附 則（平成十一年訓令第一三号）

この訓令は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則（平成一四年訓令第一三号）

この訓令は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則（平成一四年訓令第三一号）

この訓令は、平成十四年七月一日から施行する。

附 則（平成一四年訓令第三二号）

この訓令は、平成十四年八月一日から施行する。

附 則（平成一六年訓令第一二号）

この訓令は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則（平成一八年訓令第八号）

この訓令は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則（平成一八年訓令第三一号）

この訓令は、平成十九年一月一日から施行する。

附 則（平成一九年訓令第二五号）

この訓令は、平成二十年一月一日から施行する。

附 則（平成二二年訓令第五号）

この訓令は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成二八年訓令第一二号）

この訓令は、平成二十八年四月一日から施行する。